

市からの連絡帳



税

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額

平成19年1月1日以前から所在する家屋のうち、65歳以上の方、要介護・要支援の認定を受けている方、障害をお持ちの方が居住する建物（賃貸住宅を除く）で、この4月1日～平成22年3月31日に下記の一定のバリアフリー改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度分（当該住宅の100㎡の床面積相当部分まで）の、固定資産税（都市計画税は含まれません）を3分の1減額します。

減額の要件 次のすべてに該当すること

改修工事に要した費用（補助金等を除く自己負担）が30万円以上
改修工事後3か月以内

現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない建物
必要書類

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書

次の(1)または(2)の書類

(1)改修工事の領収書・工事明細書・現場の写真的一式書類

(2)建築士等の証明書（所得税に係るバリアフリー改修促進税制を受ける際に必要な証明書）

納税義務者の方の住民票

改修住宅にお住まいの方の条件により次のいずれかの書類

(1)65歳以上の方...本人の住民票

(2)要介護要支援を受けている方...本人の被保険者証

(3)障害をお持ちの方...障害を証する書類

3か月以内に申告できなかった場合は、その理由書

補助金等の交付を受けた場合は、交付を受けたことが確認できる書類

一定のバリアフリー改修工事とは

廊下の拡幅、階段のこう配の緩和、浴室改良、便所改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への取り替え工事、床表面の滑り止め化

資産税課 ☎(☎内線1341)

保険・年金

国民健康保険料納入通知書の送付

平成19年度国民健康保険料納入通知書を7月中旬に世帯主に送付します。皆さんの医療費を支払うための貴重な財源です。期限内納付にご協力をお願いします。

保険料

◆40歳未満の方...医療保険料のみを国民健康保険料として納めます。

◆40歳～64歳の方...医療保険料と介護保険料の合算額を国民健康保険料として納めます。

◆65歳以上の方...医療保険料のみを国民健康保険料として納め、介護保険料は原則として年金から天引きされます。（一部の方は高齢者支援課より納入通知書が送付されます。）

65歳以上の年金受給者の方へ
税制改正で公的年金等控除額が変更されたことに伴い、保険料が増加する方に配慮するため、前年に引き続き次の措置があります。

平成17年1月1日において65歳に達していた方で、平成17年中に公的年金等所得があり、平成17年度分の個人住民税の算定にあたり公的年金等控除の適用があった場合には、総所得金額中の公的年金等所得から、70,000円を控除します。

また、保険料の軽減判定についても基準所得から70,000円を控除します。

納付 7月～翌年の2月まで8回に分けての納付となります。納期限を過ぎると延滞金が加算され、滞納処分を受ける場合もあります。

口座振替の申し込み

口座振替依頼書を納入通知書に同封して送ります。口座振替希望の方は、通帳の届出印・納入通知書を持参のうえ、口座のある金融機関・郵便局で手続きをしてください。

納付が困難な場合

納付が困難な方に対し、納付相談を行っています。お気軽にご相談ください。災害等特別な事情で生活が著しく困難となった場合、保険料の減免制度があります。

保険年金課

☎(☎内線1481～1484)

☎(☎内線2135・2136)

各種申請

7月1日から事務手数料の一部が改定

7月1日から、住民票の写し、印鑑登録証明、課税・非課税証明、評価証明等の事務手数料の一部が改定されます。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。詳細は、各課へお問い合わせください。

企画課 ☎(☎内線1102)

土曜日窓口のご利用を

市では土曜日に住民票の写し、戸籍関係証明書、印鑑登録証明書等の交付、転入・転出届、印鑑の登録等の手続きができる「サタデーサービス」を行っています。詳細は、お問い合わせを。

☎(☎場第1・3・5土曜日...保谷庁舎第2・4土曜日...田無庁舎) いずれも午前9時～午後0時30分

6月30日は、庁舎改修のためお休みとなります。ご了承ください。

市民課 ☎(☎内線1461)

☎(☎内線2131)

7月1日から住民票等自動交付機の曜日が増え、時間が延長に！

便利になる交付機をぜひご利用ください。

設置場所	利用できる曜日・時間
田無庁舎 (2階ロビー)	[月～金曜日] 午前8時30分～午後8時
保谷庁舎 (1階ロビー)	[土・日曜日、祝日] 午前9時～午後5時
保谷公民館 (西武新宿線西武柳沢駅南口)	[月～金曜日] 午前9時～午後8時 [土・日曜日、祝日] 午前9時～午後5時 第4月曜日はお休みです。
ひばりが丘図書館 (西武池袋線ひばりが丘駅南口)	[火・木曜日] 午前10時～午後6時 [水・金曜日] 午前10時～午後8時 [土・日曜日、祝日] 午前10時～午後5時 図書館休館日はお休みです。
芝久保公民館 (芝久保町5-4-48)	[月～金曜日] 午前9時～午後8時 [土・日曜日、祝日] 午前9時～午後5時 第4月曜日はお休みです。

いずれも12月29日～翌年1月3日はお休みです。

市民課 ☎(☎内線1461)

☎(☎内線2131)

選挙

選挙人名簿登録者数(定時登録)確定

選挙人名簿の登録には、年4回、3月・6月・9月・12月に登録する「定時登録」と、選挙のつど行う「選挙時登録」があります。

6月2日の「定時登録」者数が確定しました。登録者数は、男性7万6801人、女性7万9689人、計15万6490人です。

3月2日の定時登録者数と比較すると、男性61人減、女性9人増、合計52人減少しています。

定時登録の要件

日本国民の方

昭和62年6月2日以前に生まれた方

平成19年6月1日現在、引き続き3か月以上西東京市に居住している方（他区市町村から転入の方は、平成19年3月1日までに西東京市の住民基本台帳に記載された方）

在外選挙人名簿登録

6月3日現在の在外選挙人名簿登録者数は、男性143人、女性133人、合計276人です。

在外選挙人名簿登録の要件

在外選挙人名簿に既に登録されている方でないこと

登録申請時に満20歳以上であること

日本国民の方

在外選挙人名簿の登録の申請に関し、その方の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3か月以上住所がある方

選挙管理委員会事務局

☎(☎内線2811)

福祉

東京都医療費助成制度 福が6月30日で終了

昭和12年6月30日以前に生まれた69歳までの方（所得が限度額を超えている方、社会保険被保険者本人の方等は対象外）に交付していた医療証が、6月末に使えなくなります。

7月1日から受付窓口が変わります

請求窓口が市役所から東京都福祉保健局医療助成課に変わります。

高額医療費支給申請 本人に申請書を郵送しています。

高齢者支援課

☎(☎内線1572～1574)

子育て

要保護児童対策地域協議会を設置～虐待から子どもを守るために～

子どもの命に関わる痛ましい事件や、保護者による子どもの虐待等が増加しています。児童虐待の多くが家庭で発生していますが、家庭の中だけでは解決は困難であり、地域全体で虐待防止の取り組みが大切です。

市では4月から、地域における児童虐待の防止と要保護児童の早期発見と対応のために、「西東京市要保護児童対策地域協議会」を設置しました。

児童虐待は早期発見、早期対応が大切です。少しでも虐待の疑いがある場合は、連絡をお願いします。

◆子ども家庭支援センターのどか

(☎451-0808 相談専用)

受付 火～土曜日...午前9時～午後4時 月曜日が祝日の場合は翌日の火曜日も休み

！緊急の場合は...

◆東京都小平児童相談所

(☎467-3711)

受付 月～金曜日...午前9時～午後5時

◆東京都児童相談センター

(☎03-3208-1121)

受付 平日の夜間 土・日曜日、祝日、年末年始...午前9時～午後5時、夜間

◆警視庁田無警察署(☎467-0110)

子ども家庭支援センターのどか(☎451-0600)

平成19年度車座集會について

車座集會は、平成17年7月に第1回を開催以来、今年5月までに41回を実施し、700人近くの参加者の皆さんから貴重な提言をいただく一方、車座集會の実施方法等に対するご意見も多く寄せられました。

これらを踏まえ、今年度の車座集會は、従来と同様に特にテーマを設定せず行う形式のほか、市が主催する事業等と連携して行う集會を新たに実施します。また、自治会や老人クラブ等の地域を拠点に活動している団体との懇談も、ご要望に応じて機会を設けていきます。

秘書課 ☎(☎内線1261)

今後の予定(テーマを設定しない車座集會)

月日	時間	会場
7月31日(火)	午後7時	下保谷福祉会館大広間
8月23日(木)	午後7時	富士町福祉会館大広間
10月20日(土)	午後2時	保谷公民館第2会議室
11月18日(日)	午後2時	ひばりが丘公民館集會室
平成20年1月27日(日)	午後2時	谷戸公民館視聴覚室
2月23日(土)	午後2時	田無庁舎502・503会議室

1 集會の開催時間は、最大2時間です。

2 市長との懇談を希望する地域活動団体は、秘書課にお問い合わせください。